



平成13・02・07原第1号

平成13年2月15日

東京電力株式会社

取締役社長 南 直哉 殿

経済産業大臣 平沼 赳夫

東京電力株式会社東通原子力発電所1・2号機新設に係る環境影響評価方法書に対する勧告について

平成12年8月21日付けで届け出のあった東通原子力発電所1・2号機新設に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法について下記のとおり勧告する。

また、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく青森県知事からの意見は、別紙のとおりである。

## 記

提出のあった方法書を基に事業特性の把握、地域特性の把握を行った上で、環境影響評価法第10条第1項の都道府県知事の意見を勘案するとともに、電気事業法第46条の6第2項の規定による届出に係る環境影響評価法第8条第1項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意して審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされていることを確保するため、事業者においては、以下に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

### 1. 環境影響評価項目について

相当数の作業船などが長期間工事を実施することが想定されることから、作業船などから排出されるばい煙による大気質への影響について、必要に応じその影響に係る項目について選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

## 2. 調査、予測及び評価手法について

- (1) 対象事業実施区域には、ゴマシジミなど重要な種が生息・生育していることから、工事の実施に伴う動植物や生態系に及ぼす一時的な影響について、必要に応じ調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 対象事業実施区域周辺の海域は、サケ等の好漁場となっていることから、工事の実施に伴う魚等の遊泳動物に及ぼす一時的な影響について、必要に応じ調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 対象事業実施区域の前面海域における遊漁船等の利用状況を把握し、必要に応じ前面海域からの景観について、調査、予測及び評価を行うこと。